

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について
次の者を藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2026年（令和8年）4月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 宮原伸一

1 氏名等

氏名	生年月日	住所等	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
つぼや まき 坪谷 麻貴			関係行政機関 の職員	新任	任命	教育部長
おおかわ ちゆき 大川 千幸			学校教育 関係者	再任	任命	藤沢市立 中学校長
にしだ すすむ 西田 進			学識経験者	新任	委嘱	事業者代表
きむら ゆうすけ 木村 雄介			関係行政機関 の職員	新任	任命	地域福祉 推進課職員
かねこ くにこ 金子 邦子			関係行政機関 の職員	新任	任命	こども家庭 センター職員

2 任期

2026年（令和8年）5月1日から2027年（令和9年）4月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第1条及び第3条の規定により新たに委員を委嘱し、又は任命する必要による。

参 考

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（令和7年9月1日施行） 抜粋

（設置）

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

（1）神奈川県立高等学校校長 1人

（2）藤沢市立中学校長 1人

（3）福祉関係者 1人

（4）事業者代表 2人以内

（5）地域福祉推進課職員 1人

（6）こども家庭センター職員 1人

（7）生活援護課職員 1人

（8）教育部参事 1人

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（令和7年教委訓令甲第2号）

(施行期日)

1 この規程は、令和7年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程による改正後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、令和9年4月30日までとする。